

## 4. 解体等工事における石綿の飛散防止等

### 4.1. 事前調査・作業計画・実施届出

#### 4.1.1. 被災家屋の解体等工事（公費解体）

- ✓ 「北九州市災害廃棄物処理計画」において、被災家屋の解体撤去は、原則として所有者等が実施するものであるが、国の方針や災害規模、被災状況などを勘案し、「公費解体」が実施される場合があるとされている。その場合、被災家屋の解体等工事の発注は、市（以下「公費解体発注部署」という。）が行う。
- ✓ 環境局環境監視課は、公費解体発注部署に対し、石綿飛散防止措置が適切に実施されるよう、公費解体の発注仕様書に反映すべき石綿含有建材の事前調査や飛散防止措置などについて助言する。

【公費解体発注部署】

#### 4.1.2. 解体等工事の事前調査の実施・掲示

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、事前に「吹付け石綿（レベル1建材）」、「石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材（レベル2建材）」、「石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等（レベル3建材）」の使用の有無について調査を実施する。
- ✓ 立入を行う前に、設計図書などにより石綿の有無を確認する。
- ✓ 次に、建物内部への立入可否の判断を行い、「立入可」又は「補強により立入可」の場合は、平常時と同様に目視調査による判断を実施する。
- ✓ 設計図書など及び目視調査による確認において、石綿の有無が明らかにならなかった場合は、必要に応じて分析調査を実施する。
- ✓ 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、特定工事が終了した日から3年間保存する。
- ✓ 事前調査の報告対象となる解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときには、遅滞なく当該調査の結果を北九州市長に報告しなければならない。

【工事受注者又は自主施工者】

＜チラシ②（参-4）＞

##### ○事前調査結果の報告対象となる工事

- ・建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上であるもの
- ・建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- ・工作物\*を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの。

##### ※報告の対象となる工作物（令和2年10月7日 環境省告示第77号）

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上蓋、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

- ✓ 解体等工事に先立ち、事前調査の結果について、「大気汚染防止法」に定められた事項を工事の場所において確実に掲示する。

【チラシ②(参-4)】

#### 4.1.3. 解体等工事の作業計画の作成

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、事前調査結果により、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときは、安全管理体制、作業の方法及び順序、石綿粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法などを踏まえた作業計画を定める。
- ✓ 「立入不可」の場合は「注意解体」とし、作業計画に「石綿飛散防止措置（養生シート、薬液散布など）」及び「解体中の事前調査計画」を盛り込む。

○注意解体（災害時マニュアル（第3版）より）

倒壊等により人が立ち入ることが危険な状態のため、目視調査などが実施できない場合は、石綿含有建材が存在するとみなして、養生シート、薬液散布などの飛散防止対策を講じた上で解体を行うこと。なお、吹付け石綿等が使用されている可能性の少ない木造家屋の「注意解体」では、石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等（レベル3建材）が使用されている建築物とみなして散水等の飛散防止措置を講じた上解体する

【工事受注者又は自主施工者】

#### 4.1.4. 解体等工事に関する協議・届出

- ✓ 解体等工事の発注者（公費解体発注部署を含む。以下同じ。）又は自主施工者は、特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等が「立入不可」の場合、「注意解体」に先立ち、環境局環境監視課と事前に協議を行う。
- ✓ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）の届出（建築都市局建築指導課所管）が必要な解体等工事の発注者又は自主施工者は、同届出に先立ち、環境局環境監視課にて大気汚染防止法に基づく事前調査の実施状況などの確認を受ける。

【工事発注者又は自主施工者】  
（公費解体発注部署）  
（環境局環境監視課）

（建築都市局建築指導課）

○建設リサイクル法の届出が必要な解体等工事

- ・80m<sup>2</sup>以上の解体工事（木造を含む総て）
- ・解体を伴う500m<sup>2</sup>以上の増築工事
- ・建築物の修繕・模様替等工事（1億円以上）等

- ✓ 解体等工事の発注者又は自主施工者は、事前調査により、吹付け石綿や、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材が使用されていた場合は、環境局環境監視課に「大気汚染防止法」に基づく特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う。

- ✓ 環境局環境監視課は、発注者又は自主施工者から提出された同届出の内容について、「作業基準」に適合するものであるか審査し、必要な指導・助言を行う。

【環境局環境監視課】

○大気汚染防止法の規定に基づく届出（平常時と同様）

工事発注者又は自主施工者は、事前調査の結果、届出対象特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業）に該当することとなった場合には、作業開始日の 14 日前までに作業の方法等について、北九州市長に所定の事項を届け出る必要がある（ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない）。

（届出書及び添付書類）

特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第 3 の 4）
付近見取図（広域の地図等）
作業の対象となる建築物等の配置図または平面図 (作業の実施期間や作業方法等の事項を表示した掲示板の設置箇所を記入すること)
作業の対象となる建築物等の見取図 (主要寸法、特定建築材料の使用箇所を記入すること)
作業場の隔離状況、前室の設置状況、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置等を示す見取図
集じん・排気装置の排気風量計算書 (1 時間あたりの換気回数の計算書)
工程表（足場仮設、養生、除去等作業、片付け清掃など、工程別の詳細がわかるもの）
受注者から発注者への事前調査結果説明書面の写し (説明を行った年月日がわかるもの)
特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名及び資格を示すものの写し
処理を委託する特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者の業の許可証の写し

## 4.2. 解体等工事における石綿の飛散防止

### 4.2.1. 被災区分に応じた石綿飛散防止措置の実施

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、「立入可」又は「補強により立入可」の場合は、石綿除去後に解体等を実施する。  
【工事受注者又は自主施工者】
- ✓ 特定建築材料が使用されている可能性のある建築物等が「立入不可」の場合、「注意解体」とし、石綿飛散防止措置（養生シート、薬液散布など）を講じる。

### 4.2.2. 解体等工事現場での石綿含有廃棄物等の保管・搬出

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、廃石綿等は速やかに中間処理施設・最終処分場に直接搬出する。  
【工事受注者又は自主施工者】

- ✓ 解体等工事の受注者又は自主施工者は、石綿含有廃棄物が搬出されるまでの間、当該廃棄物の保管基準に従って、石綿が飛散しないように保管する。

○廃棄物の区分（廃棄物処理法施行令等）

- ・廃石綿等
  - 特定粉じん排出等作業により除去された主に次に掲げるもの
    - ①吹付け石綿（レベル1建材）
    - ②石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル2建材）
  - ・石綿含有廃棄物
    - 廃石綿等以外のものであって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等（レベル3建材））

○保管基準（廃棄物処理法施行規則）

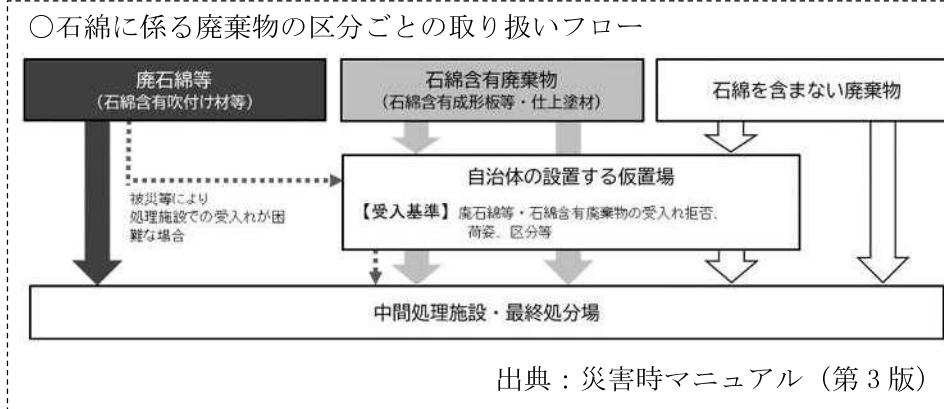
- ・保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、石綿含有産業廃棄物の保管場所であること、積み上げ高さ、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先等を表示した縦横60cm以上の掲示板を設けること。なお、囲いに廃棄物の荷重がかかる場合には、その囲いを構造耐力上安全なものとすること。
- ・飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じること。
- ・屋外において容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた高さが次の高さを超えないようにすること。
  - ① 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。
  - ② 廃棄物が囲いに接する場合（直接、壁に負荷がかかる場合）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下、2m以上の内側は勾配50%以下。
- ・ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ・他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講じること。
- ・飛散を防止するため、運搬されるまでの間、覆いを設け、こん包するなど必要な措置を講ずる。

#### 4.3. 仮置場における石綿含有廃棄物の一時保管

- ✓ 「北九州市災害廃棄物処理計画」において、被災家屋の速やかな解体・撤去、処理・処分などを行うため、「仮置場」を設置するとされている。
- ✓ 仮置場を設置する部署は、石綿含有廃棄物の受け入れ基準を定め、解体等事業者や市民等に周知する。
- ✓ 受入れの際に検査を実施し、石綿含有廃棄物が他の区分のものと混在していないことを確認し、区分して適切に保管する。

【仮置場を設置する部署】  
（解体等事業者等）

- ✓ 廃石綿等については、原則として仮置場への受入れは行わず、中間処理施設又は最終処分場に直接搬出するよう事業者を指導する。



#### 4.4. 収集・運搬・処分

##### 4.4.1. 廃石綿等及び石綿含有廃棄物の収集・運搬

- ✓ 収集・運搬を行う者は、特別管理産業廃棄物及び石綿含有廃棄物の処理基準に従って収集・運搬を行う。

【収集・運搬を行う者】

○処理基準（廃棄物処理法施行令等）

【廃石綿等】

- ・廃石綿等が飛散し、及び流出しないようすること。
- ・収集・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ・廃石綿等の収集・運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ・廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようすること。
- ・廃石綿等がその他の物と混合するおそれがないように、他の物と区分して収集し又は運搬すること。
- ・廃石綿等は、積替えを行わず処分施設に直送することを原則とする。

【石綿含有廃棄物】

- ・石綿含有廃棄物が変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積込み、又は荷降ろしを行うこと。
- ・他の廃棄物と混ざらないよう運搬車両に中仕切を設ける等の措置を講ずること。
- ・飛散防止措置としてシート掛け、袋詰め等の措置を講ずること。
- ・運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を講ずること。
- ・積載物が石綿含有廃棄物であることを視認できる箇所に表示すること。

- ✓ 環境局産業廃棄物対策課は、収集運搬を行う者からの相談に対し、必要な指導・助言を行う。

【環境局産業廃棄物対策課】

##### 4.4.2. 廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処分

- ✓ 中間処理・最終処分を行う者は、廃石綿等や石綿含有廃棄物の中間処理・最終処分に当たっては、平常時と同様の体制で関係法令や通知、技術上の基準などに従い適切に処理する。

【中間処理・最終処分を行う者】

○処理基準（廃棄物処理法施行令等）

【廃石綿等・石綿含有廃棄物】

- ・中間処理は、溶融施設を用いて溶融する方法又は無害化処理の方法により行うものとする。
- ・最終処分は、埋立処分により行うこととし、都道府県知事又は廃棄物処理法の政令市の市長に許可を受けた最終処分場で行う。

- ✓ 環境局産業廃棄物対策課は、中間処分・最終処分を行う者からの相談に対し、必要な指導・助言を行う。

【環境局産業廃棄物対策課】